

立川市自転車等放置防止条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、道路、公園、広場その他公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）における道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車及び同項第10号に掲げる原動機付自転車並びに同法第3条に規定する普通自動二輪車及び大型自動二輪車（以下「自転車等」という。）に係る秩序の保持を図り、並びに自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第5条第4項の規定に基づき、自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の設置について定め、もって適切な生活環境を確保することを目的とする。

（駐車場設置義務）

第9条の3 法第5条第4項の規定による条例で定める区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域及び商業地域とする。

2 前項の規定により駐車場を設置しなければならない施設は、百貨店、スーパーマーケットその他小売店舗等、銀行その他の金融機関、遊技場その他規則で定めるものとし、当該施設若しくはその敷地又は当該施設から50メートル以内で規則で定める規模の駐車場を設置しなければならない。

立川市自転車等放置防止条例施行規則（抄）

（駐車場の規模）

第7条 条例第9条の3第2項に規定する駐車場の規模は、別表のとおりとする。

（店舗面積の算定方法）

第8条 店舗面積の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計した面積とする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他小売店舗等 売場、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、承り所、物品の加工修理場、サービス業による客席及び教室並びにこれらに類するもの
- (2) 銀行その他の金融機関 銀行室又はこれに準ずる室、待合室、ロビー、応接室、ショーウィンドー及びこれらに類するもの
- (3) 遊技場 遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの

（駐車場の設置基準）

第9条 駐車場の規模は、駐車台数1台につき、1平方メートル以上とする。

（設置等の届出）

第10条 駐車場を設置又は変更しようとする者は、自転車駐車場設置等届出書（第5号様式）により届け出なければならない。

別表（第7条関係）

施設の用途	施設の規模	駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他小売店舗等	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積20平方メートルごとに1台
銀行その他の金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積25平方メートルごとに1台
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台

備考

- 1 駐車場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 店舗面積が5,000平方メートルを超える施設を新築する場合の駐車場の規模は、店舗面積5,000平方メートルまでの部分について算定した規模に、店舗面積5,000平方メートルを超える部分について算定した規模の100分の50に相当する規模を加えたものとする。
- 3 店舗を増築する場合の駐車場の規模は、次の一に該当するときは、増築後の当該施設をすべて新築したものとみなして算定した駐車場の規模から現にこの規則により設置されている駐車場の規模を控除したものとする。
 - ア 施設の用途の欄に掲げる用途に供するもので、増築後に施設の規模の欄の規模となる増築又は増築部分が施設の規模となる増築
 - イ 施設の用途の欄に掲げる2以上の用途に供するもので、増築又は現に2以上の用途に供されている施設の増築で、当該用途ごとに算定した駐車場の規模の合計が10台以上となる増築
- 4 施設の用途の欄に掲げる2以上の用途に供する施設が混合した施設の駐車場の規模は、当該用途ごとに算定した規模の合計が10台以上となるときは、その合計したものとする。